

公共事業労務費調査に対する 協力に係わる特記仕様書

- 1 . 工事が甲の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、乙は、調査表等に必要事項を正確に記入し甲に提出する等、必要な協力を行わなければならない。
また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 2 . 調査表を提出した事業所を甲が事後に訪問して行う調査・指導の対象に乙がなった場合、乙は、その実施に協力しなければならない。
また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 3 . 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査表等の提出が行えるよう、乙は、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製、保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
- 4 . 乙が本工事の一部について下請契約を締結する場合は、乙は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。